

# 仕様書

## 1 設置場所

あいち小児保健医療総合センター（どんぐりハウスを含む）  
愛知県大府市森岡町七丁目 426 番地

## 2 機器及び設置台数（病床数 200 床）

区分	内訳（構成）	設置台数
コインランドリー一式 センター内 6 台 どんぐりハウス 1 台	洗濯機	7 台
	乾燥機	7 台
	乾燥機架台	7 台
床頭台等一式（予備機 2 台を含む）	床頭台（セーフティボックス含む）	10 台
	テレビ	10 台
	冷蔵庫	10 台
タブレット端末一式	タブレット端末	95 台
	タブレット端末充電器	95 台

## 3 機器の仕様等

### （1）利用料金

各機器の利用料金は次のとおりとし、全額設置業者の売上とする。

区分	内訳（構成）	利用金額等
コインランドリー一式	洗濯機	1 工程（洗い・すすぎ・脱水） あたり 200 円以下
	乾燥機	1 回（30 分） あたり 100 円以下
床頭台等一式	テレビ	日額利用制とし、 患者ニーズに合った低廉な金額とする
	冷蔵庫	
タブレット端末一式	タブレット端末	

### （2）機能

#### ア コインランドリー一式

- ・省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ・ユニバーサルデザイン（障害者対応の機種）であること。
- ・課金機は、硬貨方式とすること。なお、投入硬貨は 100 円硬貨対応とする。
- ・コインランドリーコーナーの環境清掃を定期的に行うこと。
- ・関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ・コインランドリーを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ・コインランドリーの故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。
- ・設置環境、金銭管理などコインランドリーの維持管理を適切に行うこと。
- ・本件賃貸借に係るコインランドリーの売上状況を、毎月、センター立会いのうえ、利用実績数を確認するものとする。
- ・コインランドリー設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 床頭台等一式

(ア) 床頭台

- ・本体外形寸法は、幅500mm、奥行き600～700mm、高さ1,750mm程度とすること。
- ・十分な収納スペース（上部収納スペース・スライドテーブル等）を確保していること。
- ・本体はF★★★★★（エフフォースター）の木製とし、表面は抗菌仕上げであること。また、引き出し内部は木製もしくは樹脂成型であること。
- ・引き出し内部には仕切りがあること。
- ・引き出しには貴重品を管理できるよう、入院患者管理によるカギを備えること。
- ・引き出しのカギは真鍮製のシリンダー方式とする。
- ・引き出しのカギ紛失時にはマスターキーで解錠、交換できるものとすること。
- ・走行性に優れたキャスターを備えること。
- ・キャスターは全輪一括で同時にロック/解除できるものとし、テレビ下の天板部分付近でその操作ができるものとする。また、地震の揺れに強い免震構造であること。
- ・コンセントコードが長く全体の位置変えがスムーズにできること。
- ・テレビは、機能機構的に統合された位置に設置できること。
- ・衛生面に配慮した設計であり清掃メンテナンスが容易なものであること。
- ・衣類等を掛けることのできるハンガーパイプ付き背面ロッカーや埋込式タオル掛けが床頭台側面に装備がされていること。
- ・テレビモニタ一下部には、白色コンセント1口以上があること。
- ・床頭台色調は当センターと協議して決定すること。

(イ) テレビ部

- ・19インチ以上の液晶ワイド画面（16：9）で操作は手動、ワイヤレスリモコンで操作が可能であること。
- ・国内メーカー製（シャープ、ソニー、東芝、三菱電機等）とする。
- ・テレビの固定器具は、経年劣化による落下などがないように配慮されていること。
- ・リモコンの操作が簡便であること。
- ・寝ながら見るときの画面の角度・位置調整に工夫がされていること。
- ・地上波デジタル放送及びBS放送が視聴可能であること。
- ・イヤホン端子を装備していること。
- ・B-CASカードの盗難対策が施されていること。

(ウ) 冷蔵庫

- ・容量20リットル以上の静音型電子式冷蔵庫であること。
- ・国内メーカー製とする。
- ・内外装は抗菌仕様で、においがつきにくく清掃がしやすいものであること。
- ・扉は引き出し式もしくは横扉式とし、床頭台に組み込むものとする。

(エ) セーフティボックス

- ・床頭台に組み込まれ、長財布も収納可能な金庫が装備されていること。
- ・鍵の紛失・破損が起きにくいものであること。
- ・カード式又は電子ロック式のいずれかとすること。
- ・鍵の紛失時にはマスターキーで解錠、交換できるものとすること。
- ・鍵は複製できないものとし、鍵の紛失時にはマスターキーで解錠、交換できるものとする。
- ・こじ開け盗難事故に対して、上限5万円までの被害実費額を補償すること。
- ・マスターキーは病棟ナースステーションに置くこと。

## ウ タブレット端末

- ・株式会社ホスピタルネット製「医療施設向けタブレット端末 Hospad」またはこれと同等の機能を有する端末を用意するものとする。
- ・タブレット端末本体はセキュリティ面や直感的な操作性、後継機種の販売継続性の観点から iPad またはこれと同等の機能を有する端末であること。
- ・タブレット端末は落としても壊れにくいような対策が施されていること。
- ・利用者が設定画面を触れないような工夫が施されていること。
- ・インターネットへの接続が可能であり、各種ポータルサイト（Yahoo、google chrome 等）及び動画配信サービス（YouTube、TVer、Netflix、U-Next 等）のコンテンツを利用できること。
- ・各種ポータルサイト及び動画配信サービスへの接続履歴・ログイン情報が都度削除され、利用者の個人情報が残らないような設定が施されていること。
- ・インターネットは当センターの Wi-Fi 環境を使用するものとし、当センターのインターネット利用規約に準じること。
- ・当センター専用の入院患者向け院内案内や入院のご案内に基づき、その内容を分かりやすく動画・音声・テロップ等で案内できるコンテンツを当センターと協議のうえ設置運営事業者が作成すること。
- ・導入されたコンテンツは情報改定時に更新が容易であること。
- ・タブレット端末は貸し出し式とし、利用申込者に対し充分な台数を用意すること。
- ・当センター病棟スタッフが自由に使用できる端末を各病棟最低1台用意すること。（PICU、NICU を除く）
- ・タブレット端末はアダルトサイト等へのアクセスを制限する対策を施すこと。
- ・タブレット端末一式及び床頭台一式の利用については、利用者（患者とその家族等）と設置運営事業者間で契約を行い、申込を完了できること。また、その利用申込に関して当センターは一切関与しないものとする。

## エ メンテナンス体制

- ・愛知県内の事業所等を単位として、当センターに対応できる人数等（専門職種での対応や自社・委託の別）が確保されていること。また、利用者が機器の使用方法等について質問等がある場合に、当センター職員が関与しなくても良い体制が構築されていること。
- ・緊急連絡網を整備し、センターに報告すること。
- ・年中無休の日常及び緊急時メンテナンス体制を整えること。
- ・メンテナンスに係る経費を負担すること。
- ・機器故障等に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時等には迅速に予備の機器と交換すること。
- ・設置運営事業者が設置した機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
- ・感染症患者が使用した機器の清掃については、センターと協議のうえ実施すること。
- ・タブレット端末及び Wi-Fi 設備を使用する機器のセキュリティ、個人情報の漏えい等への対策を施すこと。

## オ 利用料金の徴収方法

- ・コインランドリー一式はコイン式とし、毎月設置運営事業者が売上金を回収するものとする。
- ・床頭台及びタブレット端末一式は1日当たりの利用料金とし、その利用申込は当センター救急棟1階の売店にて行うものとする。

- ・タブレット端末については、管理及び回収は設置運営事業者と売店にて協議して行うものとする。
- ・床頭台及びタブレット端末の利用申込受付並びにタブレット端末の管理のために売店側で必要となる人件費等相当額については、設置運営事業者が負担するものとし、その金額及び支払方法については、設置運営事業者と売店にてあらかじめ協議して決定するものとする。

なお、売店担当者の連絡先は下記のとおりである。

#### 【連絡先】

株式会社 光洋 名古屋支店 (電話) 052 - 459-3035

- ・床頭台一式はテレビ及び冷蔵庫の利用申込状況が分かるような対策を取っていること。
- ・利用料金に記載された項目以外の機器やサービスについては、料金を徴収しないものとする。
- ・タブレット端末一式及び床頭台一式の利用料金の徴収方法については、利用者（患者とその家族等）と設置運営事業者で取り行うものとし、当センターは一切関与しないものとする。
- ・利用申込に係る費用は設置運営事業者の負担とする。
- ・利用申込を完了した際の課金設定及び機器サービスの利用は、設置運営事業者が速やかに行うものとする。

## 4 保険

機器の盗難、火災、破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

## 5 諸経費の負担

設置運営業者は、次の費用を負担すること。

- (1) 機器及び周辺設備の設置に係る全ての費用（付随工事費を含む。）
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る全ての費用（光熱水費については、別途算定に関する協定書を締結するものとする。）
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る全ての費用（ただし、利用者の明らかな不注意、もしくは故意によって発生した修繕を除く。）
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) テレビ等に係るNHK受信料（地上契約・衛星契約）
- (6) 契約期間の満了又は契約の解除等による機器及び設備等の撤去係る費用

## 6 その他

- (1) 契約期間中、センターの都合により機器の配置数及び配置場所等を変更する場合には、センターとの協議に応じること。
- (2) 設置等に当たっては、旧設置運営業者と協力し合いながら、円滑な新旧機器の入れ替えに努めること。
- (3) 設置運営業務の責任分界点は別紙設置運営業務の責任分界点等一覧表を参照すること。
- (4) 契約期間の満了もしくは契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、カード精算機については、契約終了後もセンターの指定する期間は設置する等の利用者への配慮をすること。